人事院契約監視委員会 第6回会議 議事概要

○ 開催日 平成22年7月2日(金)

○ 場 所 中央合同庁舎第5号館別館 第二特別会議室

○ 人事院契約監視委員会(敬称略)

委員長 田辺国昭(東京大学公共政策大学院院長)

委 員 工藤裕子(中央大学法学部教授)

委 員 小林 覚 (小林覚法律事務所弁護士)

○ 会議概要

会計課長から平成21年度下期の審査対象契約案件20件の入札及び契約手続きについての運用状況等が報告され、委員会で(1)のとおり質疑がなされ了承された。また、あらかじめ委員長が選考し各委員から審査対象とすることが了承された(2)の3件について、事務局から委員会に契約の内容等を説明し、委員会で(3)のとおり質疑がなされ了承された。

(1) 平成21年度下期の審査対象契約案件20件について

意見・質問	回答
・ 「人事・給与関係業務情報システムに係る運用センター検証支援等業務」について、予定価格に比べ、契約金額がかなり低いが、具体的には何者の応札があったか。	・ 落札率は、低入札の調査基準価格である予定価格の60%は超えており、特段問題はない。・ 応札者は2者である。

(2) 抽出契約案件

① 契約件名 : 人事・給与関係業務情報システムの新システム移行に伴うデ

ータ整備支援等業務 (一般競争入札)

契約相手方: 富士通株式会社 契約金額 : 13,545,000 円

契約年月日: 平成21年10月1日 担当部局 : 職員福祉局電子化推進室

② 契約件名 : 人事院 I Cカード身分証・通行証及び一時通行証一式の購入

(一般競争入札)

契約相手方: エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社

契約金額 : 3,635,100 円

契約年月日: 平成21年11月6日

担当部局 : 事務総局会計課

③ 契約件名 : 中央合同庁舎第5号館別館入退館管理システム旧システムか

らのデータ移行一式 (随意契約)

契約相手方: エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社

契約金額 : 1,433,250 円

契約年月日: 平成21年11月27日

担当部局 : 事務総局会計課

(3) 質疑内容

① 人事・給与関係業務情報システムの新システム移行に伴うデータ整備支援等業務(一般競争入札)

214.00 (704.00 4) · 1 = /		
意見・質問	回 答	
本調達に係る仕様書の作成はどのように行っているのか。	・ 人事・給与システムの調達に関する 仕様書は、CIO及び3名の専門家で 構成される技術審査委員会に諮り、審 査の上、決定している。	

② 人事院 I Cカード身分証・通行証及び一時通行証一式の購入(一般競争入札)

意見・質問	回答
・ 「一時通行証」及び「通行証」を多数購入している理由は何か。	・ 「一時通行証」は、官庁訪問で訪れる一般の来庁者等にも貸与するなど、同時に多数の入庁者があることを考慮して購入したものであり、「通行証」は、毎日入退館する委託業者等の外部の者に発行しているが、人数も多く、入れ替わりもかなりあること等を考慮

1	一 唯 7	ī	ている
- 1	. (田田 八	Ι.	$\mathcal{L}(\mathcal{L})$

- ・ 人事院庁舎に入退館管理システムを設置したときに、同システムと一体のものとしてICカード身分証・通行証及び一時通行証の一式を調達すれば良かったのではないか。
- ・ 当初、人事院庁舎に入退館管理システムを設置するときに、同システムと一体でICカード身分証等の一式の調達を計画したが、その際の見積価格が予算額を超過してしまったことから、ICカード一式の購入を切り離したものである。
- ③ 中央合同庁舎第5号館別館入退館管理システム旧システムからのデータ移行一式(随意契約)

意見・質問	回答
・ 本契約は約140万円だが、随意契約できる限度額はいくらか。	・ 100万円を超える契約については一 般競争入札によることとなっているが 、100万円を超えても、本件のように、 緊急性があり、システムを稼働させる ためには当該企業と契約を行わなけれ ばならない等特段の事情がある場合に は、会計法第29条の3第4項の規定によ り随意契約を行うことができることと されている。
データ移行作業は、今回限りの ものか、今後もあるのか。	・ 平成19年3月に発行された職員の ICカード身分証発行ソフトウェアの データを移行するための作業が必要に なったものであり、今回限りである。
既存の入退館管理システムを納入していた業者に引き続き構築してもらえば、このデータ移行作業は必要なかったのではないか。	・ そのとおりであるが、入退館管理システムは高額なため一般競争入札が必要であり、その結果、今回、既存システムを納入していた業者とは異なる業

者が落札したため、新たにこのシステムへのデータ移行が必要となったものである。

○ 委員会からの意見具申及び勧告 意見具申及び勧告はなかった。

以上